



# 令和6年10月分（12月支給分）から 児童手当制度が変わります

※拡充分の手当を受給するには、申請が必要な場合があります。  
必ず裏面の「支給手続き」をご確認ください。

## 主な拡充内容

		拡充前 (令和6年9月分まで)		拡充後 (令和6年10月分から)	
支給対象		中学生までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)		<b>高校生年代</b> までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)	
手当 月額	0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 <b>30,000円</b>
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代	なし		<b>10,000円</b>	
所得制限		あり 所得制限額～上限額：5,000円 (特例給付) 所得上限額以上：支給なし		<b>なし</b> (ただし、児童手当受給者は父母等の うち所得が高い方になります。)	
支給月		年3回（各前月までの4か月分を支給） 2月、6月、10月 各月4日（休日の場合は前開庁日）		年6回（各前月までの <b>2か月分</b> を支給） 2月、 <b>4月</b> 、6月、 <b>8月</b> 、10月、 <b>12月</b> 各月 <b>15日</b> （休日の場合は前開庁日）	
多子加算の算定対象 (カウント方法)		高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)		<b>大学生年代まで</b> <b>(22歳到達後の最初の年度末まで)</b> 親等の経済的な負担等がある場合に限る	

※令和6年12月支給分から児童手当支払通知書  
が送付さなくなります。支払い状況については、  
支払日以降に通帳の記帳などをご確認ください。

### 多子加算の例

子の 年齢	算定	支給金額 (月額)
<b>22歳</b>	第1子	-
18歳	第2子	10,000円
15歳	第 <b>3</b> 子	<b>30,000円</b>

### 算定例①

子の 年齢	算定	支給金額 (月額)
23歳	カウント 対象外	-
18歳	第1子	10,000円
15歳	第 <b>2</b> 子	10,000円



## 申請期限

**令和6年10月31日(木)まで**

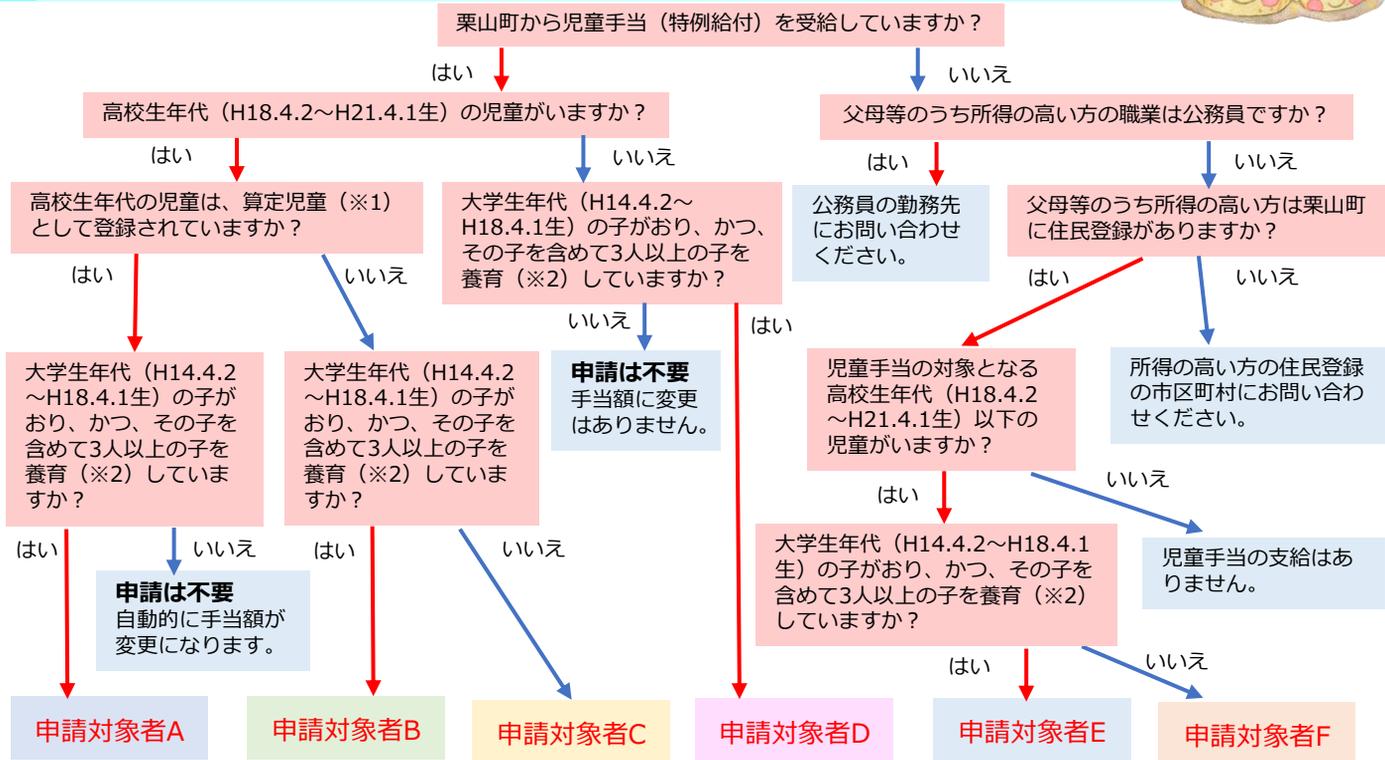
期限内に申請された場合は、10月・11月分の手当を令和6年12月13日（金）に支給予定です。  
申請期限を過ぎても令和7年3月31日（必着）までに申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年  
10月分から遡って支給します。また、令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支  
給となりますのでご注意ください。

■お問い合わせ 栗山町 福祉課 福祉・子育てグループ

電話：0123-73-2222（平日 8時30分～17時15分）

# 申請対象者

(注) このフローは参考例です。手続き後に審査を行い決定します。  
不明な点は福祉課へお尋ねください。



- ※1 児童手当の支給対象ではないが、子どもの人数のカウントに含まれる子。  
出生や転入した時点から子が同一世帯であれば算定児童として登録されています。
- ※2 大学生年代の子の場合は、親等が監護（日常生活上の世話及び必要な保護をしていること）し、生活費の相当部分を負担していること。  
学生・就職等の状況にかかわらず、受給者（親等）に経済的負担がある場合。同居の子の学費・家賃や食費等の全部または一部を負担している場合、別居の子の学費や生活費等の全部または一部を仕送りしている場合等。その子が独立して生計を立てている場合は該当しません。

# 支給手続き

※父母等のうち生計を維持する程度の高い方が申請してください。

下記の書類を栗山町福祉課福祉・子育てグループまで提出してください。

## ▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 【添付書類】 経済的負担等の状況がわかる書類等

## ▼申請対象者B

- ・ 児童手当額改定認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 【添付書類】 経済的負担等の状況がわかる書類等

## ▼申請対象者C

- ・ 児童手当額改定認定請求書

## ▼申請対象者D

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 【添付書類】 経済的負担等の状況がわかる書類等

## ▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書 【添付書類】 請求者の健康保険証の写し、請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 【添付書類】 経済的負担等の状況がわかる書類等

## ▼申請対象者F

- ・ 児童手当認定請求書 【添付書類】 請求者の健康保険証の写し、請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

- ※請求者（受給者）と別居の場合は、別居の子および配偶者のマイナンバーがわかるものの写しが必要です。
- ※支給対象となる高校生年代の児童の住所が栗山町にない場合は、別居監護申立書（児童の世帯全員の住民票（本籍、続柄、個人番号の記載があるもの））の提出が必要です。
- ※「監護相当・生計費の負担についての確認」には、経済的負担等の状況が分かる下記のいずれかの添付が必要です。  
その他追加書類の提出を求める場合があります。  
例：在学証明書または学生証の写し、送金記録の写し、対象となる子の保険証の写し、居住している住所地の物件に係る賃貸契約書の写し等